

## 令和8年度 熊本市市民との協働による鳥獣対策事業の公募手引き

住宅地でイノシシ、ニホンジカ及びニホンザル（以下「イノシシ等」という。）の出没が増加していることから、熊本市では人的被害を未然に防止するため警察や熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）と連携して追払いや捕獲を強化しています。今後、さらに、本市の鳥獣対策を強化するためには、イノシシ等が住宅地に寄り付かないような取り組みを地域全体で推進することが不可欠であることから、本市や市駆除隊と連携して住宅地への出没や人的被害の未然防止、捕獲活動等の被害対策に取り組む自治会等を募集します。

応募の手続き等については、この手引きをご覧の上、必要な書類を公募期間にご提出ください。なお、自治会等の詳細な活動内容等は、別添資料「熊本市市民との協働による鳥獣対策事業実施要綱」をご確認ください。

1. 募集期間 令和8年（2026年）4月1日（水）～  
令和9年（2027年）3月31日（水）まで  
※ 定数になり次第、募集を締め切ります。

### 2. 応募要件

事業に応募できる自治会等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1) イノシシ等による被害が発生している地域又はその被害の発生が予想される地域において、代表者を中心とした組織を構成し、専門家である市駆除隊や市職員の助言及び指導を受け、イノシシ等の住宅地への出没や人的被害及び家庭菜園等の被害を未然に防止する取組を推進しようとする自治会等であること。
- (2) 自治会等は、同一自治会内に居住又は同一地域に勤務する満18歳以上の者10人以上の構成員で構成することとし、構成員の中から代表及び副代表をそれぞれ1人選任すること。この場合において、代表は自治会等を統括する者を選任すること。
- (3) 狩猟免許を所持している会員は、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により生じた損害について賠償できるよう、狩猟災害共済又は損害保険等（いずれも保険金額3,000万円以上）に必ず加入していること。

### 3. 活動内容

主な活動内容は、下記のとおりです。これらの活動に地域全体で取り組んでください。

- (1) 「えづけSTOP!」活動（家庭菜園の収穫残渣や放任果樹の除去など）
- (2) 広報活動（現地調査に基づいたハザードマップ作成など）
- (3) 環境整備活動（鳥獣の潜み場をなくすため）
- (4) 被害防止活動（通学路への電気柵設置など）
- (5) 市駆除隊と連携した追払い活動や箱わなによる捕獲活動
- (6) 地域の課題や問題点等の改善に向けて専門家等による研修会等の開催

4. 活動期間 事業決定日 ～ 令和9年(2027年)3月31日 まで

5. 募集自治会等 10自治会等程度(研修会等 1自治会等)

※ 定数になり次第、募集を締め切ります。

6. 活動区域 原則としてイノシシ等の被害が出ている町内とする

7. 被害防止活動に対する支援

i 用具の貸与

本市及び市駆除隊と連携して対策に取り組んでください。

- (1) イノシシ等捕獲用箱わな
- (2) ネットランチャー(カートリッジについては自治会等の負担とするもの。)
- (3) 電気柵(周囲300m×2段)
- (4) LEDライト
- (5) その他(追払い資材等)

※数量の限度については市の業務に支障のない範囲で支援します。

※用具が破損した時は自治会等が責を負うこととします。ただし、使用による破損等が生じた場合はこの限りではありません。

※用具を紛失した場合は自治会等が責を負うこととします。

ii 研修会等開催経費補助

- (1) 1自治会等につき1回を補助の限度とします。
- (2) 事業採択後に補助金交付決定の先着順にて補助を行います。  
(予算の範囲内にて補助を行います。)

8. 遵守義務

- (1) 活動において、関係法令を遵守してください。
- (2) 安全対策に十分留意し、事故が起こることがないように努めてください。
- (3) 事業の実施において事故や怪我等(第三者に係るものを含む。)が発生した場合は、狩猟共済保険又は損害保険に規定する保険等により対応を行ってください。
- (4) 事故や怪我等(第三者に係るものを含む。)が発生した場合は、直ちに市長に報告するとともに、事業団体が責任をもって対応してください。この場合において、市は、事故や怪我等(第三者に係るものを含む。)について全ての責任を負いません。
- (5) 捕獲した野生鳥獣は現場に放置することなく、適正に処理してください。

9. 応募書類

- (1) 事業申請書 (様式第1号)
- (2) 活動計画書 (様式第2号)
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 構成員届出書(様式第4号)
- (5) 被害状況が分かる資料(写真等)

- (6) 狩猟災害共済又は損害保険（いずれも保険金額3千万円以上）など、加入証明できる書類 ※該当する自治会等のみ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
※ 申請書・各様式・要綱等は、熊本市ホームページからもダウンロードができます。  
ホーム > 分類から探す > 住宅・くらし > 地域活動・市民協働 > 地域活動への補助・助成 > 令和8年度 熊本市市民との協働による鳥獣対策事業の公募について

## 10. 応募の審査及び結果について

- (1) 申請書類を受理後、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請の内容を審査し、事業の開始を決定した者については、「熊本市市民との協働による鳥獣対策事業決定通知書」により通知します。
- (2) 審査の結果、事業を行わないと決定した者には、「熊本市市民との協働による鳥獣対策事業の選定について」により通知します。

## 11. 応募書類の提出について

- (1) 申請書類は、熊本市役所農業支援課鳥獣対策室に持参又は郵送か電子メールでご提出ください。  
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 市役所12階  
連絡先 096-328-2369  
Mail [choujutaisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:choujutaisaku@city.kumamoto.lg.jp)
- (2) 提出時間は土曜・日曜・祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時までとし、ファクシミリでの提出は受けません。
- (3) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮することとしますが、狩猟免許の状況等を関係機関に照合する場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) 提出にあたっての留意事項は次のとおりです。  
ア 提出部数は1部です。  
イ 申請書類については、返却しませんのでご了承ください。  
ウ 応募の要件を満たさない場合や申請書類に虚偽の記載があった場合は、審査の対象としません。

ご質問等がございましたら下記までご連絡ください。

### 【連絡先】

熊本市役所  
農業支援課鳥獣対策室  
電話 096-328-2369  
Mail [choujutaisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:choujutaisaku@city.kumamoto.lg.jp)